

支払基金からのご案内

社会保険診療報酬支払基金鹿児島審査委員会事務局 令和7年4月号

① 診療(調剤)報酬請求書等の受付

オンライン請求利用可能期間	5日(土)~7日(月)8:00~21:00 8日(火)~10日(木)8:00~24:00 8日(木)~10日(土)8:00~24:00												
(土・日・祝日も送信可能です)	「請求確定」は 10 日までにお願いします。 ASP結果の訂正は、12 日の 21 時までにお願いします。												
	6日(日)	7日 (月)	8日(火)	9日 (水)	10 日 (木)	6 日 (火・祝)	7日 (水)	8日 (木)	9日 (金)	10日(土)			
電子媒体・紙レセプト受付日	×	0	0	0	0	×	0	0	0	0			
	〇:開i 郵便等i		: 閉所 出される			:00~17: での必着		します。	します。				

② 紙帳票の発送予定日 (電子媒体又は書面による請求の医療機関等)

増 減 点 連 絡 書 等	4月 4日(金)	2月診療分	5月 1日(木)	3月診療分
当座口振込通知書	4月 4日(金)	1月診療分	5月 1日(木)	2月診療分

③ データ提供日(オンライン請求医療機関等)

対象帳票	ダウンロード 可能期間	提供日	診療月	提供日	診療月	
振込額明細等		4月15日(火)		5月15日(木)	3 月診療分	
当座口振込通知書等(CSV)						
当座口振込通知書等(PDF)	3 か月	4月23日(水)	2月診療分	5月22日(木)		
返戻レセプト		4月5日(土)		5月5日(月・祝)		
再審査等返戻レセプト						
増減点連絡書等(CSV)	12か月					
支払関係帳票(PDF)	12 N.H					
ナンフ /ンミキナンファ / からのだよンロードのおぼい						

オンライン請求システムからのダウンロードのお願い

返戻レセプト等は配信から 3 か月間ダウンロードが可能となりますので、早期にご確認願います。 なお、増減点連絡書等(CSV)と支払関係帳票(PDF)は 12 か月間ダウンロードが可能です。

④ 当月請求レセプトの取下げ期限日 ※審査事務担当者宛て、電話によりご依頼ください

電子レセプトで請求した場合	4月18日(金)受付時間9:00~17:30	5月21日(水)受付時間9:00~17:30
紙レセプトで請求した場合	4月15日(火)受付時間9:00~17:30	5月15日(木)受付時間9:00~17:30

⑤ 特定健診・特定保健指導データの送信(提出)締切日

オンライン	4月7日(月)利用時間9:00~21:00	5月7日(水)利用時間9:00~21:00
電子媒体	4月7日(月)利用時間9:00~17:30	5月7日(水)利用時間9:00~17:30

⑥ 支払予定日

診 療	(調剤) 報酬等	4月22日(火)	2月診療分	5月21日(水)	3月診療分
特定健診・特定保健指導費		4月22日(久)	2 月砂煤刀	5月21日(水)	3 月砂煤刀
出産育児	正常分娩分(10日提出)	4月4日(金)		5月7日(水)	
一時金等	正常分娩分(25 日提出) 異常分娩分	4月22日(火)	3 月提出分	5月21日(水)	4 月提出分

支払基金ホームページに鹿児島県の情報を掲載しています。

「支払基金からのご案内」「鹿児島審査委員会事務局からのお知らせ」「医療費助成事業の事業内容」など

◆トップページ → 都道府県情報 → 日本地図または都道府県一覧の「鹿児島県」よりご覧いただけます。

支払基金ホームページに支払基金が受託している医療費助成事業を掲載しています。

◆トップページ → 診療報酬等の請求・支払 → 医療費助成事業関係業務 → 支払基金が受託している医療費助成事業

電子証明書に関する重要なお知らせ

- ◆オンライン資格確認等システム・オンライン請求システムでお使いの電子証明書の有効期限は、発行日から 3 年 3 か月です。お使いの電子証明書の有効期限をご確認ください。
- ➡ 電子証明書有効期限の確認方法
- ・ 電子証明書発行通知書(新規発行時に郵送される書類)の3枚目以降に記載されています。
- ・ 医療機関等向け総合ポータルサイトにログインして、電子証明書申請状況照会画面から確認できます。 電子証明書の発行等申請の手引きの「2.2 電子証明書申請状況照会画面」を参照してください。 緊急

電子証明書の発行等申請の手引きはこちら↓

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sys_kb_id=115598dc93f182906b9cb3974dba10b8

◆有効期限切れの場合、電子証明書の再設定完了まで、オンライン資格確認等システム・オンライン請求システムが利用できなくなります。オンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局ユーザーマニュアルの「3. 電子証明書の更新手続き」を参照して、更新手続きを行ってください。更新手続きは、有効期限が90日未満となった場合に実施できます。

マニュアルはこちら↓

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sys_kb_id=115598dc93f182906b9cb3974dba10b8

◆電子証明書を新規に発行した際には、発行通知書を定形郵便物で郵送しておりますが、令和6年10月1日から定形郵便物の郵便料金が改定されました。このため、同日以降の発行分から郵送手数料(1通当たり)を779円に改定しております。電子証明書発行料(1枚当たり)は1,500円のまま変更ありません。

なお、更新は電子証明書更新料(1枚当たり)1,500円のみです。

郵送手数料はかかりません。(いずれも税込)

経過措置医薬品情報の掲載ページの変更について

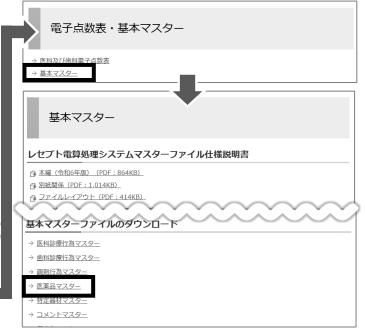
支払基金ホームページに掲載している「経過措置医薬品情報」につきまして、掲載ページ及び内容の一部を変更しましたのでお知らせします。

なお、令和7年3月31日限りで廃止とされた経過措置医薬品の情報を確認される際には、変更後の掲載ページの「経過措置年月日又は商品名医薬品使用期間一覧」をご活用いただくようお願いします。

壶 百 後

◆トップページ→診療報酬等の請求・支払→電子点数表・基本マスター→基本マスター→医薬品マスター 【基金 HP トップページ】







発行所 社会保険診療報酬支払基金鹿児島審査委員会事務局 〒890-8552 鹿児島市宇宿 1 丁目 52-12 TEL 099-255-0121 (代表) 発行 令和7年4月1日